

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年9月

JBS Newsletter  
2020年11月02日

## Contents

### 税務法規

- ▶ 「海南省人民政府：海南自由貿易港において個人所得稅の優遇政策の適用を受けるハイエンド・不足人材リスト管理暫定弁法の公布に関する通知」(瓊府[2020]41号)
- ▶ 「納稅信用管理に関する事項についての公告」(国家稅務總局公告[2020]15号) (“15号公告”)ほか

### 商務法規

- ▶ 「『海南自由貿易港獎勵類產業目錄（2020年版、意見募集稿）』に対する意見募集に関する公告」
- ▶ 「外商投資企業のクレーム処理業務弁法」(商務部令[2020]3号) (“3号令”)
- ▶ 「北京、湖南、安徽自由貿易試驗区の全体方案及び浙江自由貿易試驗区のエリア拡張方案の公布に関する通知」(國發[2020]10号) (“10号通達”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2020年09月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2020年 09月 04日 第2020035号
- ▶ 2020年 09月 11日 第2020036号
- ▶ 2020年 09月 18日 第2020037号
- ▶ 2020年 09月 25日 第2020038号

Japan Business Servicesグループで、2020年09月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「海南省人民政府:海南自由貿易港において個人所得税の優遇政策の適用を受けるハイエンド・不足人材リスト管理暫定弁法の公布に関する通知」(瓊府[2020]41号)

### 概要

「海南自由貿易港建設全体方案」(「方案」)及び「海南自由貿易港のハイエンド・不足人材に係る個人所得税政策に関する通知」(財税[2020]32号)(「32号通達」)に基づき、2020年1月1日から2024年12月31日までの期間において、海南自由貿易港(「海南自貿港」)で勤務するハイエンド人材及び不足人材は、個人所得税の実質税負担率が15%を超える部分が免税とされる。(「方案」及び32号通達については、「中国税務及び投資法規速報(日本語要約版)」2020年6月号、7月号を参照。)

上述した個人所得税の優遇政策を実施するために、海南省人民政府は2020年8月26日付で、「海南自由貿易港において個人所得税の優遇政策の適用を受けるハイエンド・不足人材リスト管理暫定弁法」(「暫定弁法」)を公布した。

「暫定弁法」の主な内容は次のとおりである。

#### 優遇政策の適用を受ける個人が満たすべき条件

個人所得税の優遇政策の適用を受ける個人は、以下の基本条件をすべて満たし、かつハイエンド人材または不足人材の要件に合致しなければならない。

#### 基本条件

- ▶ 海南自貿港で勤務し、かつ1納税年度に海南自貿港で基本養老保險などの社会保険料を連續6ヶ月以上(本年12月を含む。社会保険を納付できない国外のハイエンド人材及び不足人材を除く)、納付していること
- ▶ 海南自貿港で登録し、かつ実質的な運営を行う企業または組織と1年以上の労働契約書または雇用契約書などの労働関係の証明書類を締結していること

+

#### ハイエンド人材

- ▶ 海南省の各レベルの人材管理部門が認定した人材であること
- ▶ 1納税年度内における海南自貿港での収入が30万元以上であること(海南省は経済社会の発展状況に基づき、収入金額を動態的に調整する)

或いは

#### 不足人材

- ▶ 海南自貿港の業種不足人材必要目録の範囲に該当すること  
(「暫定弁法」の添付、目録の内容は関係部門が適時に更新する)

法に基づき、信用喪失による共同懲戒の対象とされた者は、個人所得税の優遇政策の適用を受けることができない。

#### 個人所得税優遇政策の適用

32号通達によれば、個人所得税の優遇政策の適用を受ける所得には、海南自貿港を源泉とする総合所得(給与賃金、労務報酬、原稿料、使用料の4つの所得を含む)、経営所得及び海南省が認定した人材手当性所得が含まれる。

「暫定弁法」ではさらに、ハイエンド人材または不足人材に認定された場合、当年度の確定申告時に優遇政策の適用を受けられることを明らかにした。言い換えれば、納税者は毎年の確定申告時に還付申請を行うことが必要になる可能性がある。

#### 適格の個人の適用範囲

その他の地域(例えば、広東・香港・マカオグレートベイエリア)の個人所得税の優遇政策は外国人のみに適用されるが、海南自貿港の優遇政策は中国人にも外国人にも適用される。

## 明確化が必要な事項

実務の観点から、以下のような不確定の事項については、さらなる明確化が待たれる。

- ▶ 32号通達によれば、上述の個人所得税の優遇政策は海南自貿港を源泉とする収入に適用される。しかし、32号通達及び「暫定弁法」では、適格の個人が取得する、海南自貿港以外を源泉とする収入の処理については言及していない。例えば、1名の適格の個人が規定に合致する海南自貿港の企業で勤務し、かつ同時にほかの広東企業からもコンサルティング収入(即ち、労務報酬)を得ていたとする。総合所得は確定申告時に合算して個人所得税を計算するが、このような場合に15%の優遇税率をどのように適用するのかが明らかではない。
- ▶ 「暫定弁法」によれば、適格の人材は海南自貿港で勤務しなければならないが、これらの人材の海南地域における実際の業務遂行状況を確かめるための具体的な措置については明らかにされていない。納税者が同時に海南自貿港の内外で勤務する場合、海南自貿港において実際に業務を遂行していることを証明する書類を適切に保管することを考えておかなければならぬ。
- ▶ 2020年度以降の納税信用評価の調整：

国家税務総局公告[2014]40号("40号公告")における採点規則	15号公告における採点規則
納税者の評価年度内の非経常性指標情報(例えば、税務監査情報)がそろっている場合は100点から評価される。非経常性指標情報に不足がある場合は90点から評価される。	直近3評価年度内において非経常性指標情報(例えば、税務監査情報)がある場合は100点から評価される。直近3評価年度内において非経常性指標情報がない場合は90点から評価される。

- ▶ 税務機関のD級納税者に対する信用管理措置の調整：

40号公告における信用管理措置	15号公告における信用管理措置
納税者のD級評価は2年間保留し、3年目の納税信用等級をA級とすることはできない。	2019年度の評価実施時から、税務機関のD級納税者に対する信用管理措置を調整する。 <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 評価指標の得点によりD級と評価された納税者に対しては、翌年にD級の評価を直接保留する代わりに、評価時に11点を追加的に減点することとする。税務機関は上記の規定に従い、2020年11月30日までに2019年度の納税信用等級を調整しなければならない。</li><li>▶ 直接D級と判定された納税者<sup>2</sup>に対しては引き続きD級評価を2年間保留することとし、3年目の納税信用等級をA級とすることはできない。</li></ul>

「暫定弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.hainan.gov.cn/hainan/szfwj/202008/6bed34c38df74affa929c4f78292fc9c.shtml>

32号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630\\_3540853.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630_3540853.htm)

- ▶ 「納税信用管理に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2020]15号)(“15号公告”)

## 概要

現行の税務法規に基づき、納税者の信用等級はA、B、C、D及びM級<sup>1</sup>に分類され、当該信用等級は納税者に対する獎励措置または信用喪失懲戒措置の実施と直接に関連している。

租税に関するビジネス環境を改善し、納税信用システムを整備するため、国家税務総局は2020年9月13日付で、次の事項について規定した15号公告を公布した。

- ▶ 非独立採算の分支機構は、所轄税務機関に「納税信用追加評定申請表」を提出することにより、2020年度以降の納税信用評価に自発的に参加することができる。言い換えれば、分支機構も納税信用評価を得ることにより、複数の獎励措置の適用を受けられるようになる。例えば、1回に受領する增值税発票の数量の増加などである。

- ▶ 納税者が指標の評価状況に対して異議がある場合、評価年度の翌年3月に「納税信用再評価申請表」に記入し、所轄税務機関にレビューを行うよう提起することができる。

15号公告は2020年11月1日に発効し、15号公告と矛盾する従前の規定は同時に失効する。

<sup>1</sup> M級納税者は、新たに設立された企業または評価年度内に生産経営業務収入がなく、かつ年度の評価指標の得点が70点以上の企業である。

<sup>2</sup> 40号公告によれば、重大な信用喪失行為(例えば脱税、輸出税金還付詐取など)があった納税者は直接D級と判定される。

15号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5156715/content.html>

40号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c150610/content.html>

## 商務法規

- ▶ 「『海南自由貿易港奨励類産業目録(2020年版、意見募集稿)』に対する意見募集に関する公告」

### 概要

「海南自由貿易港建設全体方案」(「方案」)及び「海南自由貿易港における企業所得税の優遇政策に関する通知」(財税[2020]31号)(「31号通達」)に基づき、海南自由貿易港(「海南自貿港」)で登録し、かつ実質的な運営を行う奨励類産業の企業に対しては、2020年1月1日から2024年12月31日までの期間において、15%の軽減税率で企業所得税を徴収する。

上述の優遇税率を適用する企業は海南自貿港で登録し、かつ実質的な運営を行い、海南自貿港奨励類産業目録に定められた産業を主要業務として、その主要業務収入が企業の収入総額の60%以上を占めなければならない。(「方案」及び31号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2020年6月号、7月号を参照。)

「方案」の内容を実行し、海南自貿港の建設を加速的に推進し、上述の企業所得税政策を実施するために、国家発展及び改革委員会は2020年9月1日に公式ウェブサイト上で「海南自由貿易港奨励類産業目録(2020年版、意見募集稿)」(「目録ドラフト」)を公表し、パブリックコメントを実施した。

現行の「西部地域奨励類産業目録」に類似して、「目録ドラフト」は次の2つの部分から成る。

- ▶ 国家の現存の産業目録(即ち、「産業構造調整指導目録(2019年版)」(国家発展及び改革委員会令[2019]29号)及び「外商投資奨励産業目録(2019年版)」(国家発展及び改革委員会、商務部令[2019]27号))における奨励類産業(「外商投資奨励産業目録」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年7月号を参照。)

### ▶ 海南自貿港の新規追加奨励類産業

「目録ドラフト」は海南自貿港で生産経営を行う企業に適用され、そのうち外商投資企業は「外商投資奨励産業目録」に従うことになる。

「目録ドラフト」によれば、海南自貿港の新規追加奨励類産業は合わせて128項目あり、次の14類に分類される。

①農・林・牧・漁業、②製造業、③建築業、④卸売及び小売業、⑤交通運輸・倉庫保管及び郵政業、⑥宿泊及び飲食業、⑦情報伝送・ソフトウェア及び情報技術サービス業、⑧金融業、⑨リース及び商務サービス業、⑩科学研究及び技術サービス業、⑪水利・環境及び公共施設管理業、⑫教育、⑬衛星及び社会作業、⑭文化・体育及び娯楽業  
金融データ、クロスボーダー投融資の双方向開放サービス体系の建設、並びに5Gと6Gの技術開発及び商業化応用はいずれも海南自貿港の新規追加奨励類産業に含まれる。

「目録ドラフト」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ndrc.gov.cn/hdjl/yjzq/202009/t20200901\\_1237491.html](https://www.ndrc.gov.cn/hdjl/yjzq/202009/t20200901_1237491.html)

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content\\_5516608.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2020-06/01/content_5516608.htm)

31号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630\\_3540842.htm](http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202006/t20200630_3540842.htm)

「産業構造調整指導目録(2019年版)」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://fgw.hunan.gov.cn/fgw/xxgk\\_70899/zcfg/gjjfq/201911/t20191107\\_10510232.html](http://fgw.hunan.gov.cn/fgw/xxgk_70899/zcfg/gjjfq/201911/t20191107_10510232.html)

「外商投資獎勵產業目錄(2019年版)」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.gov.cn/xinwen/2019-06/30/5404701/files/9d2dde75fa054d249dfa16267af42277.pdf>

「西部地域獎勵類產業目錄」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/gongbao/content/2014/content\\_2775512.htm](http://www.gov.cn/gongbao/content/2014/content_2775512.htm)

#### ▶ 「外商投資企業のクレーム処理業務弁法」(商務部令[2020]3号) (“3号令”)

##### 概要

外商投資企業のクレーム処理業務体制を健全化するために、商務部は2020年8月25日付の3号令により、「外商投資企業のクレーム処理業務弁法」(“クレーム弁法”)を公布した。

「クレーム弁法」は全5章(総則、クレームの申立て及び受理、クレーム処理、クレーム処理業務管理制度及び附則)から成る。

「クレーム弁法」の要点は次のとおりである。

- ▶ クレーム事項の範囲の拡大: 「クレーム弁法」によれば、外商投資企業、外国投資者が行政行為により合法的権益を侵されたと考える場合、クレーム処理業務機関に協調的な解決を申請することができる。また、クレーム処理業務機関に投資環境に存在する問題を報告し、関連する政策措置の改善を図るよう提案することもできる。そのほか、商会、協会もクレーム処理業務機関に投資環境に存在する問題を報告することができる。
- ▶ クレーム処理業務体制の整備: 中央政府レベルでは、外商投資企業のクレーム業務の複数部門による合同会議制度を構築し、全国外商投資企業クレーム処理センターを設置しなければならない。地方政府レベルでは、県以上の地方人民政府がクレーム処理業務に責任を負う部門または機関を指定しなければならない。「クレーム弁法」では、文書管理、クレームの報告、定期検査、外商投資企業の権益保護に係る提案書などについても規定している。

▶ クレーム処理業務規定の明確化: クレーム処理業務の実施に資するように、「クレーム弁法」では、クレームの申立て、受理、処理方法、処理期限、処理結果への異議に関する規定について明確にしている。

▶ 権益保護の強化: 「クレーム弁法」によれば、クレームを申し立てることは、クレームの申立人が行政再審査または行政訴訟を提起する権利に影響を与えない。クレーム処理業務機関は有効な措置をとり、クレーム申立人の商業秘密、機密ビジネス情報、個人のプライバシーを保護しなければならない。また、いかなる組織及び個人もクレーム申立人に圧力をかけたり、攻撃や報復をしたりしてはならない。

「クレーム弁法」は2020年10月1日から施行され、「外商投資企業のクレーム処理業務暫定弁法」(商務部令[2006]2号)は同時に廃止される。

「クレーム弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202008/20200802996409.shtml>

「外商投資企業のクレーム処理業務暫定弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/200609/20060903283275.shtml>

▶ 「北京、湖南、安徽自由貿易試験区の全体方案及び浙江自由貿易試験区のエリア拡張方案の公布に関する通知」(国発[2020]10号) (“10号通達”)

##### 概要

国务院は2020年8月30日付の10号通達により、北京、湖南、安徽自由貿易試験区の全体方案及び浙江自由貿易試験区のエリア拡張方案(“方案”)を公布した。

4つの「方案」における主な内容は次のとおりである。

##### 「中国(北京)自由貿易試験区の全体方案」

##### 発展目標

3~5年の改革の模索を経て、貿易・投資の利便性、優れたビジネス環境、一流のイノベーション環境、集積されたハイエンド産業、優れた金融サービスを備えた高基準かつ高品質の自由貿易園区を建設し、自由貿易試験区の改革と北京市の改革との連動を強化する。

### エリアの範囲及び機能の区分

北京自由貿易試験区は、科学技術イノベーションエリア、国際ビジネスサービスエリア及びハイエンド産業エリアという3つのエリアから構成される。

### 主要な任務及び措置

投資・貿易の自由化と利便化の推進、金融分野の開放とイノベーションの深化、イノベーションによる発展の推進、デジタル経済の発展環境のイノベーション、優位産業の高品質な発展、京津冀(北京市、天津市、河北省)の共同的発展のための新たな道の模索、政府機能の転換の加速

### 「中国(湖南)自由貿易試験区全体方案」

#### 発展目標

3~5年の改革の模索を経て、対外開放をさらに拡大するために実務経験を蓄積し、先進製造業の質の高い発展を推進し、重要な分野のイノベーション能力及び水準を向上させ、中国とアフリカの経済貿易協力の新しいルートと新しいメカニズムを形成する。

### エリアの範囲及び機能の区分

湖南自由貿易試験区は、長沙エリア(ハイエンド装備製造、バイオ医薬、農業科学技術などの産業を重点的に発展させる)、岳陽エリア(水上輸送物流、電子商取引、次世代情報技術などの産業を重点的に発展させる)及び郴州エリア(非鉄金属加工、現代物流などの産業を重点的に発展させる)という3つのエリアから構成される。

### 主要な任務及び措置

政府機能の転換の加速、投資分野の改革の深化、貿易の質の高い発展の促進、金融分野の開放とイノベーションの深化、長江経済ベルトと広東・香港・マカオグレートベイエリアをつなぐ国際投資貿易回廊の創出、中国とアフリカの経済貿易協力の新しいルートと新しいメカニズムの模索、先進製造業の質の高い発展の支援

### 「中国(安徽)自由貿易試験区全体方案」

#### 発展目標

3~5年の改革の模索を経て、貿易・投資の利便性、活発なイノベーション、集積されたハイエンド産業、優れた金融サービス、安全かつ効率的な管理制度を備えた高基準かつ高品質の自由貿易園区を建設する。

### エリアの範囲及び機能の区分

安徽自由貿易試験区は、合肥エリア(ハイエンド製造、集積回路、人工知能などの産業を重点的に発展させる)、蕪湖エリア(インテリジェントコネクテッドビークル、スマート家電、航空、ロボットなどの産業を重点的に発展させる)及び蚌埠エリア(シリコンベースの新材料、バイオベースの新材料、新エネルギーなどの産業を重点的に発展させる)という3つのエリアから構成される。

### 主要な任務及び措置

政府機能の転換の加速、投資分野の改革の深化、貿易の質の高い発展の促進、金融分野の開放とイノベーションの深化、イノベーションによる発展の推進、産業の最適化・アップグレードの推進、国家の重要戦略への積極的な取組み

### 「中国(浙江)自由貿易試験区のエリア拡張方案」

#### 発展目標

2025年までに、投資・貿易の自由化と利便化を中心とする制度体系を基本的に確立し、全国でトップのビジネス環境の利便性を備えるようにする。2035年までに、よりレベルの高い投資、貿易の自由化を実現し、新型国際貿易センターを全面的に建設する。

### エリアの範囲と機能の区分

浙江自由貿易試験区の拡張エリアは、寧波エリア(重点的に水上輸送、サプライチェーン、新材料などの産業を重点的に発展させる)、杭州エリア(人工知能、金融科学技術、クロスボーダー電子商取引などの産業を重点的に発展させる)及び金義片区(小商品、デジタル貿易、物流などの産業を重点的に発展させる)という3つのエリアから構成される。

### 主要な任務及び措置

投資・貿易の自由化と利便化を中心とする制度体系の構築、質の高い現代的な開放型経済システムの構築、安全かつ効率的なリスク予防・管理システムの構築

「方案」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/21/content\\_5544926.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-09/21/content_5544926.htm)

## ▶ 「信頼できない実体リストに関する規定」(商務部令[2020]4号) (“4号令”)

### 概要

公平で自由な国際経済貿易秩序を維持するために、商務部は2020年9月19日付の4号令により「信頼できない実体リストに関する規定」(以下“「規定」”)を公布した。

「規定」は全14条から成り、その主なポイントは次のとおりである。

### 信頼できない実体リスト制度

国は信頼できない実体リスト制度を確立し、国際的な経済貿易及び関連の活動における外国実体の以下の行為に対して、相応の措置を講じる。

- ▶ 中国の国家主権、安全、発展上の利益に危害を及ぼす
- ▶ 正常な市場取引の原則に違反し、中国企業、他の組織或いは個人との正常な取引を中断し、または中国企業、他の組織或いは個人に対して差別的な措置をとり、中国企業、他の組織或いは個人の合法的な権益に深刻な損害を与える

### 作業メカニズム

- ▶ 国家は、中央国家機関の関連部門が参加する作業メカニズム (“作業メカニズム”)を確立し、信頼できない実体リスト制度の実施に責任を負う。
- ▶ 作業メカニズムは、調査結果に基づき、以下の要素を総合的に勘案し、関連する外国実体を信頼できない実体リストに加えるか否かを決定し、かつ公告する。
  - ▶ 中国の国家主権、安全、発展上の利益に及ぼす危害の程度
  - ▶ 中国企業、他の組織または個人の合法的な権益に与える損害の程度
  - ▶ 國際的に通用する経済貿易規則に合致するか否か
  - ▶ その他の考慮すべき要素

### 処理方法

信頼できない実体リストに加えられた外国実体に対して、作業メカニズムは実際の状況に基づき、以下の1つまたは複数の措置の採用を決定し、かつ公告することができる。

- ▶ 中国に関連する輸出入活動に従事することを制限または禁止する
- ▶ 中国国内で投資することを制限または禁止する
- ▶ 関連人員、交通手段等の入国を制限または禁止する
- ▶ 関連人員の中国国内での就労許可、滞在または在留資格を制限または取り消す
- ▶ 情状の軽重に応じて、相応の金額の罰金を科す
- ▶ その他の必要な措置

「規定」では、調査、是正期限及び外国実体の定義などについても規定している。「規定」は公布日(2020年9月19日)より施行される。

「規定」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/fwzl/202009/20200903002593.shtml>

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <p>▶ <b>北京</b></p> <p><b>堀尾 成宏</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4050<br/>naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p><b>鍋島 正知</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4253<br/>masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p><b>上村 希世子</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 10 5815 2289<br/>kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>大連</b></p> <p><b>秋山 大輔</b><br/>監査<br/>+86 411 8252 8999<br/>daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>上海</b></p> <p><b>高橋 臣一</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 2740<br/>shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p><b>西澤 礼</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 9579<br/>rei.nishizawa1@cn.ey.com</p> <p><b>佐藤 勝俊</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 9579<br/>Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p><b>星野 友子</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 5958<br/>tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p><b>山村 亮</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 3239<br/>ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p><b>江 海峰</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 2963<br/>alex.jiang@cn.ey.com</p> <p><b>北原 遼一</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 6769<br/>ryoichi.kitahara1@cn.ey.com</p> <p><b>三宅 亜紀子</b><br/>Forensics<br/>+86 21 2228 5688<br/>akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p><b>坂出 加奈</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 21 2228 2289<br/>kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p><b>小島 圭介</b><br/>税務<br/>+86 21 2228 2854<br/>keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p><b>万家駿</b><br/>法務<br/>+86 21 2228 8374<br/>jiajun.wan@chenandco.com</p> <p><b>久保田 順一</b><br/>TAS<br/>+86 21 2228 4749<br/>junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>広州</b></p> <p><b>長内 幸浩</b><br/>監査<br/>+86 20 2881 2675<br/>yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p><b>梁 晔</b><br/>監査<br/>+86 20 2838 1043<br/>ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ <b>深圳</b></p> <p><b>小島 健一</b><br/>監査<br/>+86 755 2502 5463<br/>shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>香港</b></p> <p><b>重富 由香</b><br/>監査<br/>+852 2629 3907<br/>yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p><b>柿本 啓太</b><br/>監査<br/>+852 2846 9005<br/>keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p><b>塚原 俊郎</b><br/>監査<br/>+852 3471 2751<br/>toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p><b>吉田 紫</b><br/>監査<br/>+852 2629 3909<br/>kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p><b>徳山 勇樹</b><br/>監査<br/>+852 37585988<br/>yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|---|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケット本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 勝也

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@ jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@ jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)。

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03011340

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務  
その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものでは  
ありません。具体的な問題については、各専門家による適切な  
アドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

